

区分：Ⅲ

号機	6号機	
件名	タービン建屋におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 20 年 8 月 21 日午後 4 時 30 分頃、定期検査中の 6 号機タービン建屋 1 階復水器室（管理区域）において、配管サポート設備の点検作業を終了した協力企業作業員が、作業場所からはしごで降りていたところ、腰袋から落下しそうになった工具を右手で押さえようとした際に、はしごをつかんでいた左手を滑らせ、約 1.2m 下のグレーチング（格子状の金属製床）に落下し負傷しました。このため、業務車にて病院へ搬送し、診察を受けました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質による汚染はありません。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / ○その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、右ひじ挫傷、左右ひじ打撲と診断されました。</p> <p>今後、はしご昇降時における 3 点支持等の基本動作を再徹底します。</p>	